

特定生産緑地（三郷市）の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同条第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地 の面積 m ²	図面番号
三郷第 69 号	三郷市谷口	地内	2,495.00	1

「区域は解除図表示のとおり」